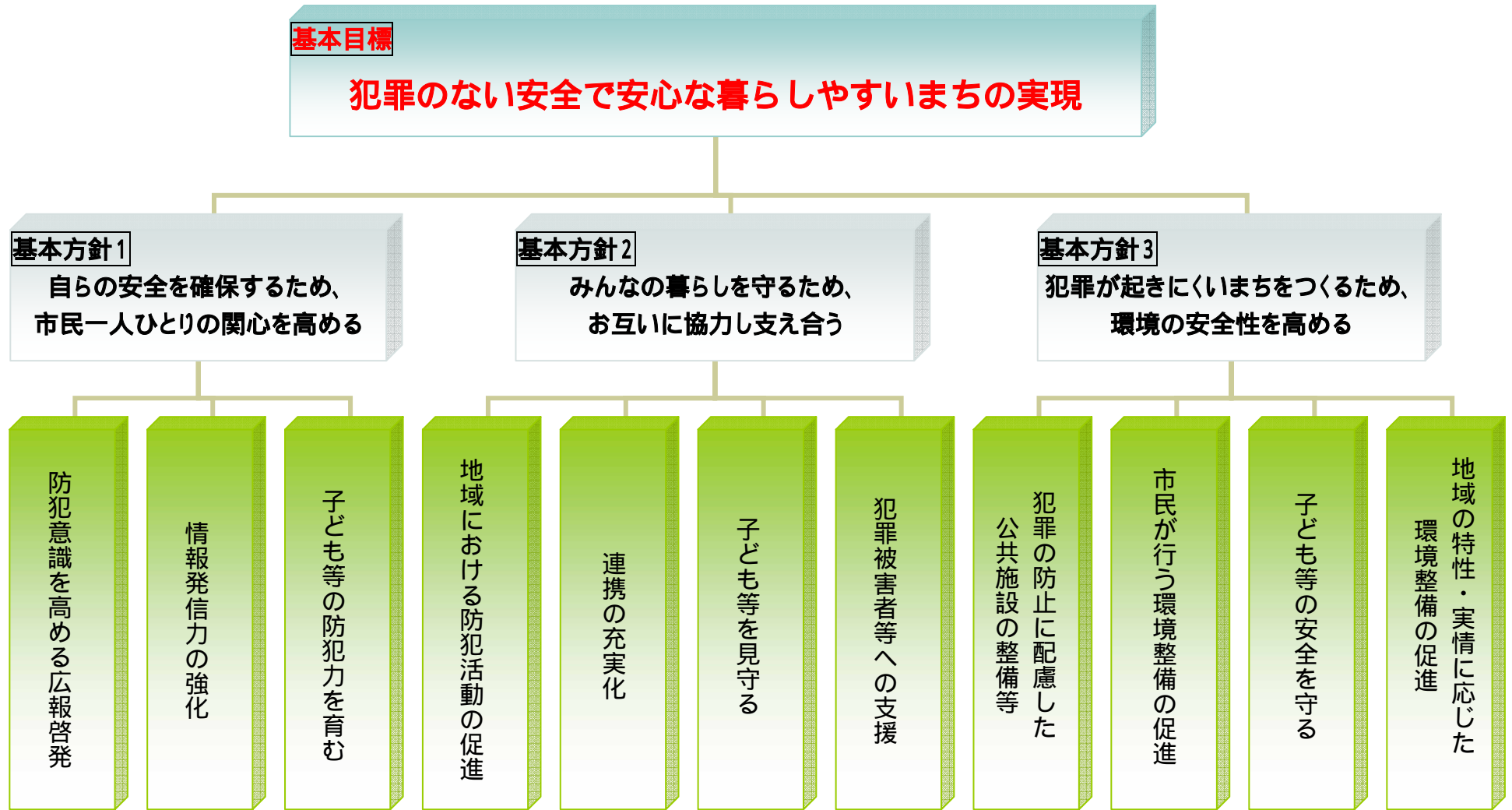


(仮称)札幌犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の体系図



基本目標

犯罪のない安全で安心な暮らしやすいまちの実現

【趣旨】

この計画は、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備などの犯罪を誘発する機会を減らすための施策を推進することにより、犯罪被害に遭う市民を一人でも少なくするとともに、市民の犯罪遭遇に対する不安感の軽減を目指します。

さらに、不幸にして犯罪の被害に遭った人々に対して、その権利利益の保護が図られ、再び平穏な生活を営むことができるような支援を行うことにより、誰もが暮らしやすいまちを実現することを目的とします。

また、計画の推進にあたっては、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」における基本理念を踏まえ、景観や環境、プライバシーなどの他の分野に与える影響等に十分配慮します。

基本方針 1

自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの関心を高める

- 1 防犯意識を高める広報啓発
- 2 情報発信力の強化
- 3 子ども等の防犯力を育む

【趣旨】

戸締りの徹底や車の施錠、防犯用品の携帯など市民が意識することで実践できる防犯対策は、安全で安心なまちづくりを推進するための基本的な取組となります。

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」第4条では、「市民は、安全で安全なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努める」と規定されています。

市民一人ひとりが防犯への関心を持ち理解を深め、自ら進んで対策を行うことで、身近な犯罪による被害を防ぐことができます。

また、このような防犯意識の定着は、地域全体の安全確保に対する意識の高まりにつながり、地域活動参加への契機ともなります。

そこで、このような市民の取組が積極的に行われるように、3つの視点から施策を展開していきます。

【現状と課題より】

窃盗犯などの誰もが被害に遭うおそれがある身近な犯罪が大半を占める。

犯罪被害の実態が知られていかないと防犯意識は高まらない。

犯罪に対する情報量が不足していると感じている人が半数以上いる。

地域の犯罪情報について、住民に周知できる情報網の整備が必要である。

子どもを狙った事件が年間1,000件近く発生している。

- 1 防犯意識を高める広報啓発
例) シンポジウムやパネル展の開催、出前講座の実施
- 2 情報発信力の強化
例) 安全で安心なまちづくりに関する広報紙発行、地域防犯のホームページの充実
- 3 子ども等の防犯力を育む
例) 地域安全マップの作製支援、老人クラブ連合会への情報提供

基本方針 2

みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合う

- 1 地域における防犯活動の促進
- 2 連携の充実化
- 3 子ども等を見守る
- 4 犯罪被害者等への支援

【趣旨】

安全で安心なまちを構築するためには、市民一人ひとりが、防犯に対する意識を高め、自らの安全を確保することの大切さが広まると同時に、地域全体が、お互いに協力し、支え合うことが求められます。

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」第4条では、「市民は、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努める」と規定されています。

例えば、地域や団体でパトロール、子どもの見守りのような防犯活動に取り組むことで、地域で起きる犯罪を未然に防止する効果が期待できます。

また、地域全体で課題を共有し、その対策を連携・協力して講じていくことで、連帯感やお互いが支え合う意識が生まれ、それにより生まれた人と人との自然なネットワークは、地域コミュニティを育成し、犯罪の発生する機会を減少させるとともに、万が一犯罪に遭遇した場合には被害の拡大を最小限に止めることにもつながります。

そこで、こうした活動が積極的に行われるように、4つの視点から施策を展開していきます。

【現状と課題より】

地域防犯活動に参加したことがある人は2割に満たない。

地域防犯活動団体間で取り組みに格差がある。

犯罪や不審者情報の減少は、各地区でみんなが協力し活動している成果である。

子どもが犯罪の被害に遭うだけでなく、加害者になる場合もある。

犯罪被害相談のうち、最も多いのは性犯罪である。

- 1 地域における防犯活動の促進
 - 例) 地域防犯活動にかかる用品の支給、地域防犯活動団体に対する表彰の実施
- 2 連携の充実化
 - 例) 協議会の設置、北海道警察・札幌市行政連絡会議の開催
- 3 子ども等を見守る
 - 例) 公用車によるパトロールの実施、青少年を見守る店事業の推進
- 4 犯罪被害者等への支援
 - 別紙資料参照

基本方針3

犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

- 1 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等
- 2 市民が行う環境整備の促進
- 3 子ども等の安全を守る
- 4 地域の特性・実情に応じた環境整備の促進

【趣旨】

犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進にあたっては、個人や地域での防犯活動などのソフト的な対策と併せて、環境整備などハード的な対策も重要となります。

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」第10条では、「市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努める」と規定されています。

見通しの悪い場所や暗い場所の環境を改善したり、割れ窓理論の観点から、美化活動などにより美しい街並みを維持することで、犯罪を誘発する機会を減らすことができます。

また、施設管理を強化することで、犯罪者が被害対象に接近しにくくしたり、防犯性能の高い建物部品を使用することによって、物理的な強化を図り、犯罪の被害対象となる可能性を回避することができます。

そこで、こうした取組を推進するために、4つの視点から施策を展開していきます。

【現状と課題より】

自転車盗や車上ねらいなどの街頭犯罪が多い。

路上での犯罪遭遇に対する不安感が高い。

犯罪防止に配慮した環境の整備を求める声が高い。

街路灯の管理なども市と地元が連携していくことが大事である。

公園は危ないから行かせたくないという親が結構多い。

- 1 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等
例) 植栽設計基準及び樹木の取扱指針による都市公園の防犯配慮整備、街路灯整備
- 2 市民が行う環境整備の促進
例) 分譲マンション管理基礎講座(防犯)の実施、環境美化活動への支援
- 3 子ども等の安全を守る
例) 小中学校への遠隔操作錠の設置、女性と子どもの安心車両の導入
- 4 地域の特性・実情に応じた環境整備の促進
例) 薄野地区での青色防犯灯設置実験事業の実施、(通称)ススキノ条例の運用